

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条1項及び第5項及び第100条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業京都市洛北第三地区土地区画整理事業の下記に記載する者に対する仮換地指定取消及び使用収益停止の通知は、送付をすべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が京都市上京区丸太町通河原町西入高島町335番地一般財団法人京都市都市整備公社区画整理部内洛北第三土地区画整理組合事務局及び当該事業施行地区内庄田公園（京都市左京区岩倉幡枝町526番地1先）にある掲示板に掲示されている。

平成25年1月11日

京都市長 門川 大作

掲載の権利者住所及び氏名	
京都府愛宕郡岩倉村字岩倉243番地戸	藤木 恒之助

（建設局都市整備部市街地整備課）